館山信用金庫の現況 2026

資料編

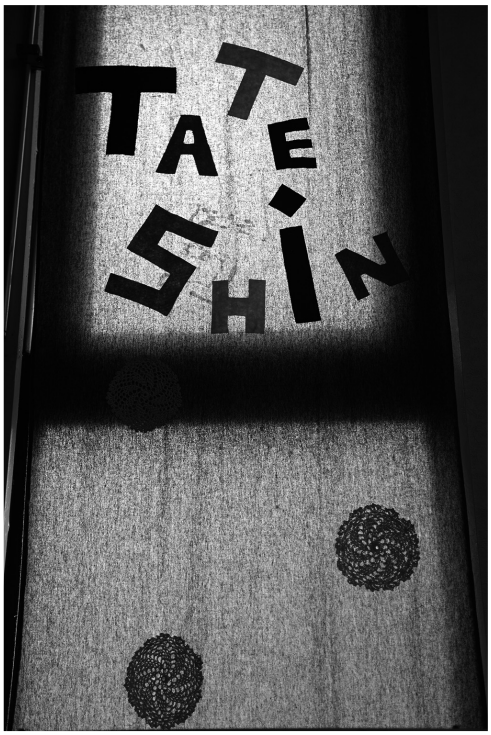

財務・会計情報 …… 1
主要な事業の状況 …… 7
リスク管理債権の状況 …… 10
自己資本の充実の状況等 …… 11

財務・会計情報

■ 貸借対照表

◎資　　産

（単位：百万円）

	令和6(2024)年度末 令和7(2025).3.31現在	令和7(2025)年度末 令和8(2026).3.31現在
（資産の部）		
現金	3,252	3,502
預け金	28,684	26,340
買入金銭債権	1,548	1,525
金銭の信託	0	0
有価証券	36,587	38,134
国債	6,955	9,895
地方債	2,719	3,040
社債	17,943	18,612
株式	5	5
その他の証券	8,963	6,580
貸出金	91,272	91,326
割引手形	258	106
手形貸付	6,970	6,745
証書貸付	81,832	82,059
当座貸越	2,210	2,414
その他資産	1,176	1,208
未決済為替貸	29	23
信金中金出資金	937	937
前払費用	10	7
未収収益	158	192
その他の資産	41	48
有形固定資産	1,842	1,761
建物	989	929
土地	712	712
リース資産	2	1
建設仮勘定	－	－
その他の有形固定資産	137	118
無形固定資産	20	18
ソフトウェア	6	4
その他の無形固定資産	14	14
前払年金費用	69	95
繰延税金資産	70	64
債務保証見返	41	18
貸倒引当金	△353	△303
（うち個別貸倒引当金）	（△267）	（△233）
資産の部合計	164,213	163,692

◎負債および純資産

（単位：百万円）

	令和6(2024)年度末 令和7(2025).3.31現在	令和7(2025)年度末 令和8(2026).3.31現在
（負債の部）		
預金積金	154,937	155,174
当座預金	2,616	2,611
普通預金	75,491	75,435
貯蓄預金	187	175
通知預金	410	314
定期預金	71,612	72,354
定期積金	3,736	3,335
その他の預金	881	947
借用金	83	71
借入金	83	71
その他負債	427	631
未決済為替借	41	44
未払費用	115	244
給付補填備金	5	7
未払法人税等	52	102
前受収益	54	54
払戻未済金	9	7
職員預り金	58	61
リース債務	2	1
資産除去債務	39	39
その他の負債	47	67
賞与引当金	37	42
役員退職慰労引当金	91	82
その他の引当金	94	93
睡眠預金払戻損失引当金	4	5
偶発損失引当金	89	87
繰延税金負債	－	－
債務保証	41	18
負債の部合計	155,712	156,113
（純資産の部）		
出資金	754	746
普通出資金	754	746
利益剰余金	10,832	11,105
利益準備金	763	754
その他利益剰余金	10,069	10,351
特別積立金	9,400	9,600
当期末処分剰余金	669	751
当期純利益	238	285
処分未済持分	△10	△13
会員勘定合計	11,576	11,838
その他有価証券評価差額金	△3,075	△4,259
評価・換算差額等合計	△3,075	△4,259
純資産の部合計	8,500	7,579
負債及び純資産の部合計	164,213	163,692

■ 損益計算書

（単位：千円）

	令和6（2024）年度末 令和7（2025）.3.31現在	令和7（2025）年度末 令和8（2026）.3.31現在
経常収益	2,250,959	3,153,505
資金運用収益	2,012,074	2,612,983
貸出金利息	1,482,484	1,921,513
預け金利息	104,152	158,357
有価証券利息配当金	399,759	504,534
その他の受入利息	25,678	28,578
役務取引等収益	144,238	153,347
受入為替手数料	53,293	54,148
その他の役務収益	90,945	99,198
その他業務収益	10,156	40,763
外国通貨売買益	－	0
国債等債券売却益	5	30,088
国債等債券償還益	－	—
その他の業務収益	10,151	10,674
その他の経常収益	84,488	346,411
貸倒引当金戻入益	43,986	33,013
償却債権取立益	39,578	310,779
株式等売却益	－	－
金銭の信託運用益	－	－
その他の経常収益	923	2,617
経常費用	1,923,880	2,721,749
資金調達費用	120,793	327,841
預金利息	116,888	323,009
給付補填備金繰入額	1,604	2,804
借用金利息	1,964	1,715
その他の支払利息	334	312
役務取引等費用	253,055	279,351
支払為替手数料	17,762	17,798
その他の役務費用	235,292	261,552
その他業務費用	7,565	488,381
外国為替売買損	0	－
国債等債券売却損	6,918	484,697
国債等債券償還損	－	590
国債等債券償却	－	－
その他の業務費用	647	3,094

（単位：千円）

	令和6（2024）年度末 令和7（2025）.3.31現在	令和7（2025）年度末 令和8（2026）.3.31現在
経費	1,500,810	1,504,776
人件費	937,704	950,132
物件費	500,937	491,151
税金	62,168	63,492
その他経常費用	41,655	121,397
貸倒引当金繰入額	－	－
貸出金償却	5,140	71,187
株式等売却損	－	－
その他資産償却	－	－
その他の経常費用	36,515	50,210
経常利益	327,079	431,756
特別利益	134	1,622
固定資産処分益	－	－
その他の特別利益	134	1,622
特別損失	329	20,187
固定資産処分損	205	539
減損損失	－	18,382
その他の特別損失	123	1,265
税引前当期純利益	326,884	413,191
法人税、住民税及び事業税	71,308	121,061
法人税等調整額	17,194	6,346
法人税等合計	88,503	127,408
当期純利益	238,381	285,783
繰越金（当期首残高）	430,674	465,644
当期末処分剰余金	669,055	751,427

■ 剰余金処分計算書

（単位：千円）

	令和6（2024）年度末 令和7（2025）.3.31現在	令和7（2025）年度末 令和8（2026）.3.31現在
当期末処分剰余金	669,055	751,427
積立金取崩額	9,176	7,634
剰余金処分額	212,587	324,778
利益準備金	－	—
普通出資に対する配当金	12,587 （年1.7%の割）	14,778 （年2.0%の割）
特別積立金	200,000	310,000
繰越金（当期末残高）	465,644	434,283

貸借対照表注記

1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　15年～50年
その他　４年～20年

4．無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
5．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6．外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は１年間又は３年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は９７０百万円であります。

8．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9．退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年３月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①　制度全体の積立状況に関する事項（令和７(2025)年３月３１日現在）

年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
差引額	△31,890百万円

②　制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和７(2025)年３月分）

0.1258％

③　補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 127,306 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年７ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金25百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11．睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12．偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13．役務取引等収益は、役務収益の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。

このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則して、一時点で収益を認識しております。

14．固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、５年間で均等償却を行っております。
15．会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金　303百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として７．に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

・有形固定資産　1,761百万円　　無形固定資産　18百万円

固定資産の減損における回収可能価額は、将来の事業計画等に基づくキャッシュ・フローや固定資産の正味売却価額等により見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

・繰延税金資産　64百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

16．有形固定資産の減価償却累計額　2,090百万円
17．有形固定資産の圧縮記帳額　12百万円
18．貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
19．信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	870百万円
危険債権額	3,009百万円
３月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	86百万円
合計額	3,966百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

３月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに３月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20．ローン・パーティシペーションで、移管指針第１号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（令和６年７月１日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は７百万円であります。
21．手形割引は、業種別委員会実務指針報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は106百万円であります。
22．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産
　預け金　217百万円
担保資産に対応する債務
　借用金　71百万円

上記のほか、為替決済、公金等の取引の担保として、有価証券84百万円、定期預け金8,000百万円及び現金２百万円を差し入れております。

23．出資１口当たりの純資産額　5,169円28銭
24．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理手順及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による管理会議や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、企画部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用委員会において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

ＡＬＭに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定された ALM に関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで ALM 委員会及び常務会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については､理事会の方針に基づき、常務会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、資金運用委員会では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資金運用委員会を通じ、理事会及び常務会並びにリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は､「預け金」､「有価証券」のうち「債券」､「貸出金」､「預金積金」及び「借用金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、会計年度後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた価値の変動額を市場リスク量とし､金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00％上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の価値は、3,775百万円減少するものと把握しております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が保有期間１年、過去５年間の観測期間で計測される金利変動の99パーセンタイル値の金利ショックによって計測される経済価値の低下は、4,060百万円となるものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

当金庫では､「有価証券」のうち「非上場の株式」及び､「企業ファンド」以外の有価証券の市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫の VaR はヒストリカル・シミュレーション法(保有期間１年、信頼区間99％、観測期間５年)により算出しており、令和８(2026)年３月31日(当事業年度の決算日)現在で､当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で2,733百万円です。

ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ＡＬＭを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、借用金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和８(2026)年３月31日における貸借対照表計上額､時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注１）参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注２）参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（＊１）	26,340	25,981	△358
(2) 有価証券	38,118	37,556	△561
満期保有目的の債券	3,803	3,241	△561
その他有価証券	34,315	34,315	―
(3) 貸出金（＊１）	91,326		
貸倒引当金（＊２）	△303		
	91,022	89,603	△1,419
金融資産計	155,481	153,141	△2,339
(1) 預金積金（＊１）	155,174	154,199	△975
(2) 借用金（＊１）	71	95	23
金融負債計	155,246	154,294	△951

（＊１）預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（＊２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については､時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については２６．から２８．に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 借用金

借用金は固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊１）	5
組合出資金（＊２）	11
合計	16

（＊１）非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和６(2024)年９月13日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和３(2021)年６月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
預け金	17,820	720	7,300	500
有価証券	428	8,652	9,600	22,835
満期保有目的の債券	—	—	—	4,200
その他有価証券のうち満期があるもの	428	8,652	9,600	18,635
貸出金（＊）	18,677	29,187	22,405	16,953
合　計	36,925	38,559	39,305	40,289

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
預金積金（＊）	116,390	38,692	—	92
借用金	11	33	26	0
合　計	116,401	38,725	26	92

（＊）預金積金のうち、要求払預金は「１年以内」に含め開示しております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、28. まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,900	2,473	△427
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	902	767	△134
	その他	—	—	—
	小計	3,803	3,241	△561
合　計		3,803	3,241	△561

その他有価証券

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小　計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	27,745	31,427	△3,681
	国債	6,995	7,673	△678
	地方債	3,040	3,727	△687
	短期社債	—	—	—
	社債	17,710	20,250	△2,315
	その他	6,569	7,147	△577
	小　計	34,315	38,574	△4,259
合　計		34,315	38,574	△4,259

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
国　債	2,937	27	—
社　債	2,370	2	32
その他	1,268	—	451
合　計	6,576	30	484

28. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。なお、当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、有価証券の時価が取得原価に対して50％以上下落した銘柄ついては一律に減損処理を行い、30％以上50％未満の下落銘柄については、過去一定期間内の時価推移、発行体の業績の推移・信用状態を勘案し、時価の回復する見込みが認められないと判断される銘柄について、減損処理を行っております。

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,365百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が6,701百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	1,208百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	214
偶発債務引当金	24
役員退職慰労引当金	23
保証協会未払負担金	12
資産除去債務	11
賞与引当金	11
その他	31
繰延税金資産小計	1,538
将来減算一時差異等の合計にかかる評価引当金	△1,446
評価性引当額小計	△1,446
繰延税金資産合計	91
繰延税金負債	
前払年金費用	27
その他	0
繰延税金負債合計	27
繰延税金資産の純額	64百万円

損益計算書注記

1．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2．出資１口当たり当期純利益額　192円12銭

3．企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和６(2024)年９月13日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客から生じる収益は153,347千円であります。

4．翌期において建て替えを計画している１店舗の建物および建物付属設備については帳簿価額を備忘価格まで減額し、当該減少額を減損損失18百万円として特別損失に計上しております。

5．収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

※３．の「収益」　⇒　役務収益の金額、「重要な減損損失」の注記

令和８（2026）年６月23日開催の第77期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の２第３項の規定に基づき、千葉第一監査法人の監査を受けています。

令和７（2025）年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しています。

令和８（2026）年６月23日

館山信用金庫
理 事 長　　利田　　秀男

■ 報酬体系について

１．対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務遂行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

⑴　報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法　　b.支払手段　　c.決定時期と支払時期

⑵　令和７（2025）年度における対象役員に対する報酬等の支払総額（単位：百万円）

（注）

区　　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	87

１．対象役員に該当する理事は６名、監事は１名です（期中に退任した者を含む）。

２．上記の内訳は、「基本報酬」73百万円、「賞与」－百万円、「退職慰労金」13百万円となっております。

なお、「賞与」は年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

３．使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

⑶　その他

「信用金庫法施行規則第132条第１項第６号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24（2012）年３月29日付金融庁告示第22号）第２条第１項第３号、第４号及び第６号に該当する事項はありませんでした。

２．対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和７（2025）年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）

１．対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

２．「同等額」は、令和７（2025）年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。

３．令和７（2025）年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主要な事業の状況

◎主要な経営指標の推移

	令和３(2021)年度	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度
経常収益（千円）	2,115,663	2,142,702	2,265,228	2,250,959	3,153,505
経常利益（千円）	379,624	268,338	332,771	327,079	431,756
当期純利益（千円）	270,309	156,617	264,485	238,381	285,783
出資総額（百万円）	785	770	763	754	746
出資総口数（千口）	1,536	1,514	1,491	1,487	1,466
純資産額（百万円）	11,084	10,258	10,042	8,500	7,579
総資産額（百万円）	169,386	168,968	168,396	164,213	163,692
預金積金残高（百万円）	157,458	157,881	157,560	154,937	155,174
貸出金残高（百万円）	82,239	86,169	88,626	91,272	91,326
有価証券残高（百万円）	45,763	45,201	42,183	36,587	38,134
単体自己資本比率（%）	15.39	14.91	14.60	16.59	17.46
出資に対する配当金(円)(出資１口当り)	8.6	8.4	7.5	8.4	10.0
役員数（人）	11	11	10	12	11
うち常勤役員数（人）	6	6	5	7	6
職員数（人）	127	116	112	105	110
会員数（人）	9,236	9,210	9,328	9,409	9,605

◎業務粗利益

（単位：千円）

	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度
資金運用収支	1,891,281	2,285,141
資金運用収益	2,012,074	2,612,983
資金調達費用	120,793	327,841
役務取引等収支	△108,816	△126,003
役務取引等収益	144,238	153,347
役務取引等費用	253,055	279,351
その他の業務収支	2,590	△447,618
その他業務収益	10,156	40,763
その他業務費用	7,565	488,381
業務粗利益	1,785,056	1,711,519
業務粗利益率	1.08%	1.04%
経費	1,486,535	1,504,776
人件費	923,429	950,132
物件費	500,937	491,151
税金	62,168	63,492

（注）１．「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。
２．業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

◎業務純益

（単位：千円）

	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度
業務純益	298,521	220,562
実質業務純益	298,521	220,562
コア業務純益	305,435	675,761
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	305,435	674,241

（注）１．業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等の様な臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
２．実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
３．コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

◎資金運用収支の内訳

（単位：百万円、千円、%）

		平均残高	利息	利回
資金運用勘定	令和６(2024)年度	165,017	2,012,074	1.21
	令和７(2025)年度	164,062	2,612,983	1.59
うち貸出金	令和６(2024)年度	89,119	1,482,484	1.66
	令和７(2025)年度	90,032	1,921,513	2.13
うち預け金	令和６(2024)年度	30,356	104,152	0.34
	令和７(2025)年度	30,424	158,357	0.52
うち有価証券	令和６(2024)年度	42,996	399,759	0.92
	令和７(2025)年度	41,132	504,534	1.22
資金調達勘定	令和６(2024)年度	156,872	120,793	0.07
	令和７(2025)年度	155,411	327,841	0.21
うち預金積金	令和６(2024)年度	156,715	118,493	0.07
	令和７(2025)年度	155,270	325,814	0.20
うち譲渡性預金	令和６(2024)年度	－	－	－
	令和７(2025)年度	－	－	－
うち借用金	令和６(2024)年度	88	1,964	2.22
	令和７(2025)年度	76	1,715	2.24
うちコマーシャル・ペーパー	令和６(2024)年度	－	－	－
	令和７(2025)年度	－	－	－

（注）１．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。
２．当金庫は国際業務を行っておりません。

◎受取・支払利息の増減

（単位：千円）

		残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	令和６(2024)年度	△ 14,951	104,980	90,028
	令和７(2025)年度	△ 11,583	612,491	600,908
うち貸出金	令和６(2024)年度	31,115	29,949	61,064
	令和７(2025)年度	15,333	423,695	439,028
うち預け金	令和６(2024)年度	△ 584	60,613	60,029
	令和７(2025)年度	235	53,970	54,205
うち有価証券	令和６(2024)年度	△ 27,023	△ 3,621	△ 30,645
	令和７(2025)年度	△ 16,442	121,217	104,774
支払利息	令和６(2024)年度	△ 335	94,901	94,566
	令和７(2025)年度	△ 1,122	208,171	207,048
うち預金積金	令和６(2024)年度	△ 293	95,115	94,822
	令和７(2025)年度	△ 1,075	208,397	207,321
うち譲渡性預金	令和６(2024)年度	－	－	－
	令和７(2025)年度	－	－	－
うち借用金	令和６(2024)年度	△ 261	6	△ 255
	令和７(2025)年度	△ 263	14	△ 249
うちコマーシャル・ペーパー	令和６(2024)年度	－	－	－
	令和７(2025)年度	－	－	－

（注）残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で算出しております。

◎利回及び利鞘

（単位：%）

	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
資金運用利回	1.21	1.59
資金調達原価率	1.02	1.17
総資金利鞘	0.19	0.42

◎利益率

（単位：%）

	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
総資産経常利益率	0.19	0.25
総資産当期純利益率	0.14	0.17

（注）総資産経常（当期純）利益率

$$= \frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$$

◎有価証券の種類別平均残高

（単位：百万円）

	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
国債	6,969	8,249
地方債	3,548	3,205
社債	22,481	20,863
株式	5	5
外国証券	5,839	5,497
その他の証券	4,152	3,311
合計	42,996	41,132

◎商品有価証券平均残高及び残高

該当するものはございません。

◎科目別貸出金の平均残高

（単位：百万円）

	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
割引手形	250	175
手形貸付	7,147	6,554
証書貸付	79,675	81,200
当座貸越	2,046	2,101
合計	89,119	90,032

◎金利区分別の貸出金残高

（単位：百万円）

	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
固定金利	52,855	52,086
変動金利	38,416	39,240
合計	91,272	91,326

◎担保の種類別貸出金残高

（単位：百万円）

	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
当金庫預金積金	1,099	1,133
有価証券	－	－
不動産	14,502	14,412
その他担保	－	－
保証協会・信用保険	30,909	29,969
保証	4,225	4,451
信用	40,535	41,360
合計	91,272	91,326

◎担保の種類別債務保証見返額

（単位：百万円）

	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
当金庫預金積金	17	9
有価証券	－	－
不動産	3	3
その他担保	－	－
保証協会・信用保険	－	－
保証	－	－
信用	20	5
合計	41	18

◎預金・譲渡性預金平均残高

（単位：百万円）

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
流動性預金		78,416	77,631
	うち有利息預金	67,066	66,864
定期性預金		77,863	77,213
	うち固定金利定期預金	74,262	73,482
	うち変動金利定期預金	32	24
その他		434	424
計		156,714	155,270
譲渡性預金		－	－
合計		156,714	155,270

（注）①流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
②定期性預金=定期預金+定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

◎定期預金残高

（単位：百万円）

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
定期預金		71,517	72,261
	固定金利定期預金	71,489	72,238
	変動金利定期預金	28	23
	その他	94	92

◎預貸率

（単位：%）

	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
期末預貸率	56.86	58.85
期中平均預貸率	58.90	57.98

（注）

$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$$

◎預証率

（単位：%）

	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
期末預証率	23.61	24.57
期中平均預証率	27.43	26.49

（注）

$$\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$$

◎資金使途別の貸出金残高

（単位：百万円）

	令和6(2024)年度		令和7(2025)年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	30,414	33.32%	32,065	35.11%
運転資金	60,857	66.68%	59,261	64.89%
合計	91,272	100.00%	91,326	100.00%

◎業種別の貸出金残高

（単位：百万円）

業種区分	令和6(2024)年度			令和7(2025)年度		
	貸出先数	残高	構成比	貸出先数	残高	構成比
製造業	80	2,316	2.53%	80	2,261	2.47
農業、林業	8	134	0.14%	9	122	0.13
漁業	2	71	0.07%	2	65	0.07
鉱業、採石業、砂利採取業	3	58	0.06%	2	52	0.05
建設業	330	8,714	9.54%	324	9,147	10.01
電気・ガス・熱供給・水道業	8	148	0.16%	9	140	0.15
情報通信業	2	10	0.01%	1	1	0.00
運輸業、郵便業	34	3,421	3.74%	35	3,567	3.90
卸売業、小売業	204	5,373	5.88%	192	5,036	5.51
金融業、保険業	16	8,768	9.60%	17	8,758	9.58
不動産業	115	7,147	7.83%	124	7,385	8.08
物品賃貸業	2	339	0.37%	2	312	0.34
学術研究、専門・技術サービス業	17	221	0.24%	13	232	0.25
宿泊業	65	2,911	3.18%	63	2,605	2.85
飲食業	143	1,433	1.57%	128	1,197	1.31
生活関連サービス業、娯楽業	80	3,023	3.31%	71	2,465	2.69
教育、学習支援業	4	32	0.03%	4	31	0.03
医療、福祉	38	3,496	3.83%	37	3,312	3.62
その他のサービス	158	3,976	4.35%	155	3,681	4.03
小計	1,309	51,601	56.53%	1,268	50,378	55.16
地方公共団体	12	14,975	16.40%	11	16,269	17.81
個人	5,615	24,694	27.05%	5,397	24,679	27.02
合計	6,936	91,272	100.00%	6,676	91,326	100.00

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◎有価証券の種類別の残存期間別の残高

（単位：百万円）

	令和6(2024)年度								令和7(2025)年度							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	－	1,749	2,063	840	－	2,205	－	6,859	－	202	2,114	－	279	7,299	－	9,895
地方債	－	－	307	194	191	2,024	－	2,719	－	302	437	－	430	1,870	－	3,040
社債	358	2,546	1,194	3,586	4,007	6,051	198	17,943	127	955	2,063	3,894	3,665	7,708	197	18,612
株式	－	－	－	－	－	－	5	5	－	－	－	－	－	－	5	5
外国証券	99	595	2,031	374	189	2,055	－	5,345	298	1,462	844	372	－	2,114	－	5,092
その他の証券	99	14	－	1,150	－	－	2,354	3,618	－	－	－	－	－	－	1,488	1,488
合計	557	4,906	5,598	6,146	4,388	12,337	2,557	36,491	425	2,922	5,460	4,267	4,375	18,992	1,690	38,134

◎有価証券満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：百万円）

	令和6(2024)年度					令和7(2025)年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	1,258	1,162	△ 95	－	95	2,900	2,473	△ 427	－	427
地方債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	－	－	－	－	－	902	767	△ 134	－	134
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	1,258	1,162	△ 95	－	95	3,803	3,241	△ 561	－	561

（注）1．貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2．上記の「その他」は外国証券および投資信託等です。

◎その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

	令和6(2024)年度					令和7(2025)年度				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
債券	28,539	26,359	△2,179	47	2,226	31,427	27,745	△ 3,681	－	3,681
国債	5,922	5,696	△225	41	266	7,673	6,995	△ 678	－	678
地方債	3,205	2,719	△485	2	488	3,727	3,040	△ 687	－	687
社債	19,412	17,943	△1,468	3	1,471	20,250	17,710	△ 2,315	－	2,315
その他	9,847	8,951	△896	0	896	7,147	6,569	△ 577	－	577
合計	38,386	35,310	△3,075	48	3,123	38,574	34,315	△ 4,259	－	4,259

（注）1．貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2．上記の「その他」は外国証券および投資信託等です。

◎時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

（単位：百万円）

	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
その他有価証券	18	16
非上場株(店頭を除く)	5	5
その他証券(投資ファンド)	12	11
買入金銭債権	1,548	1,525

◎デリバティブ取引

商品、債券、株式、通貨、金利関連の取引は行っておりません。

◎貸出金償却

（単位：千円）

	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
貸出金償却	5,140	71,187

◎金銭の信託の時価情報

満期保有目的の金銭の信託

該当ございません

◎貸倒引当金内訳

（単位：百万円）

	令和6(2024)年度					令和7(2025)年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	102	85	－	102	85	85	70	－	85	70
個別貸倒引当金	299	267	3	295	267	267	233	16	251	233
合計	401	353	3	397	353	353	303	16	336	303

（注）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の当期減少のうち、その他は洗替えによる取崩額です。

リスク管理債権の状況

◎信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円）

区　分		令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		819	870
危険債権		3,291	3,009
要管理債権		94	86
	3ヶ月以上延滞債権	0	0
	貸出条件緩和債権	94	86
小計	（A）	4,204	3,966
保全額	（B）	3,959	3,695
	個別貸倒引当金（C）	267	233
	一般貸倒引当金（D）	0	0
	担保・保証等（E）	3,691	3,461
保全率（B）／（A）（%）		94.17	93.16
引当率((C)+(D))／((A)−(E))(%)		52.28	46.27
正常債権	（F）	87,168	87,438
総与信残高（A）＋（F）		91,373	91,404

（注）1．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2．「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3．「要管理債権」とは、信用金庫法上の「3ヶ月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4．「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5．「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「3ヶ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6．「個別貸倒引当金」（C）は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7．「一般貸倒引当金」（D）には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8．「担保・保証等」（E）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9．「正常債権」（F）とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

Ⅰ．単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

１．自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円）

項　　目	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度
コア資本に係る基礎項目（１）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,563	11,823
うち、出資金及び資本剰余金の額	754	746
うち、利益剰余金の額	10,832	11,105
うち、外部流出予定額（△）	12	14
うち、上記以外に該当するものの額	△ 10	△ 13
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	85	70
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	85	70
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	11,649	11,894
コア資本に係る調整項目（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	20	18
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	20	18
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	69	95
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	271	324
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	362	439
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	11,287	11,455
リスク・アセット等（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額	64,163	61,972
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額	3,863	3,599
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	68,027	65,571
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.59%	17.46%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2．定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	令和6(2024)年度		令和7(2025)年度	
	リスク・アセット等※1	所要自己資本額	リスク・アセット等※1	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	64,163	2,566	61,972	2,478
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	68,325	2,733	62,797	2,511
現金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	403	16	402	16
国際開発銀行向け	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	1	0	－	－
我が国の政府関係機関向け	357	14	469	18
地方三公社向け	180	7	180	7
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,184	527	7,762	310
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	80	3	50	2
カバード・ボンド向け	－	－	－	－
法人等向け	21,438	857	20,505	820
中小企業等向け及び個人向け				
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,577	183	4,664	186
トランザクター向け	140	5	135	5
抵当権付住宅ローン				
不動産取得等事業向け				
不動産関連向け	12,757	510	13,106	524
自己居住用不動産等向け	3,897	155	4,014	160
賃貸用不動産向け	5,215	208	5,521	220
事業用不動産関連向け	3,644	145	3,570	142
その他不動産関連向け	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	2,702	108	1,949	77
3ヵ月以上延滞等				
延滞等向け	2,091	83	1,985	79
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	158	6	132	5
取立未済手形	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	1,215	48	1,088	43
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
出資等				
出資等のエクスポージャー				
重要な出資のエクスポージャー				
株式等	13	0	13	0
上記以外	9,242	369	10,537	421
重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,753	70	1,753	70
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,045	161	4,122	164
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	－	－	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	243	9	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー				
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	－	－	2,559	102
上記以外のエクスポージャー	－	－	－	－
②証券化エクスポージャー※3	－	－	－	－
証券化 STC要件適用分	－	－	－	－
証券化 非STC要件適用分				
証券化 短期STC要件適用分	－	－	－	－
証券化 不良債権証券化適用分	－	－	－	－
証券化 STC・不良債権証券化適用対象外分	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－

	令和6(2024)年度		令和7(2025)年度	
	リスク・アセット等※1	所要自己資本額	リスク・アセット等※1	所要自己資本額
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※4	1,306	52	1,419	56
ルック・スルー方式	1,280	51	1,280	51
マンデート方式	－	－	－	－
蓋然性方式（250%）	－	－	－	－
蓋然性方式（400%）	－	－	－	－
フォールバック方式（1250%）	－	－	－	－
④未決済取引	－	－	－	－
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 5,468	△ 218	△ 2,288	△ 91
⑥ CVA リスク相当額を８％で除して得た額（簡便法）	－	－	－	－
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	43	1
ロ．オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額	3,863	154	3,599	143
BI	2,575		2,399	
BIC	309		287	
ハ．単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	68,027	2,721	65,571	2,622

（注）１．所要自己資本の額＝リスク・アセット×４％
２．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
３．「３ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
４．当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞
粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）×15%
直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数
５．単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×４％

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ．信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高※1、※2

〈地域別・業種別・残存期間別〉

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分※3	信用リスクエクスポージャー期末残高※4、※5、※6								3ヵ月以上延滞エクスポージャー		延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引					
	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
国内	163,413	163,431	92,754	92,774	29,952	35,407	−	−	375		262	
国外	5,744	5,378	−	−	5,615	5,378	−	−	−		−	
地域別合計	169,157	168,810	92,754	92,774	35,567	40,786	−	−	375		262	
製造業	5,012	4,455	2,410	2,352	2,601	2,103	−	−	95		0	
農業、林業	155	143	155	143	−	−	−	−	4		4	
漁業	73	72	73	72	−	−	−	−	−		−	
鉱業、採石業、砂利採取業	58	52	58	52	−	−	−	−	0		−	
建設業	9,233	10,167	9,233	9,767	−	400	−	−	14		10	
電気・ガス・熱供給・水道業	3,381	5,196	162	184	3,218	5,012	−	−	−		−	
情報通信業	723	712	13	3	705	703	−	−	−		−	
運輸業、郵便業	8,151	9,891	3,446	3,585	4,705	6,306	−	−	0		−	
卸売業、小売業	5,618	5,584	5,417	5,083	201	501	−	−	44		42	
金融業、保険業	47,622	45,243	8,791	8,781	7,617	6,758	−	−	2		2	
不動産業	9,869	9,610	7,266	7,508	2,603	2,102	−	−	74		105	
物品賃貸業	444	417	342	315	100	100	−	−	−		−	
学術研究、専門・技術サービス業	229	237	229	237	−	−	−	−	−		−	
宿泊業	2,959	2,756	2,959	2,656	−	100	−	−	13		3	
飲食業	1,689	1,485	1,689	1,485	−	−	−	−	25		27	
生活関連サービス業、娯楽業	4,339	2,876	3,336	2,776	1,002	100	−	−	27		−	
教育、学習支援業	34	33	34	33	−	−	−	−	−		−	
医療、福祉	3,538	3,334	3,538	3,334	−	−	−	−	0		−	
その他のサービス	2,869	2,869	4,235	3,948	200	−	−	−	11		9	
国・地方公共団体等	25,403	30,615	14,988	16,284	10,411	14,330	−	−	−		−	
個人	24,132	23,946	24,132	23,946	−	−	−	−	60		56	
その他	12,048	8,026	236	220	2,200	2,266	−	−	−		−	
業種別合計	169,157	168,810	92,754	92,774	35,567	40,786	−	−	375		262	
1年以下	22,212	21,265	13,859	12,744	460	429	−	−				
1年超3年以下	19,353	11,941	7,364	7,451	4,923	3,000	−	−				
3年超5年以下	16,119	19,187	9,761	13,452	5,717	5,735	−	−				
5年超7年以下	20,333	14,970	13,278	9,458	5,254	4,711	−	−				
7年超10年以下	27,918	28,876	16,169	17,432	4,714	4,910	−	−				
10年超	45,647	52,982	31,345	31,245	12,297	19,732	−	−				
期間の定めのないもの	17,571	20,332	974	990	2,200	2,266	−	−				
残存期間別合計	169,157	168,810	92,754	92,774	35,567	40,786	−	−				

（注）1．オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2．「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3．上記の「その他」は裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には有形固定資産などが含まれます。
4．CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
5．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
国内												
国外												
地域別合計												
製造業	4	5	5	3	－	－	4	5	5	3	－	－
農業、林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	0	－	－	1	1	1	0	－	－
建設業	138	129	129	152	0	1	137	128	129	152	0	5
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業、小売業	91	60	60	5	1	2	90	58	60	5	5	2
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	0	－	－	16	0	－	－	－	－	16	0	－
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊業	19	24	24	11	0	11	18	13	24	11	0	78
飲食業	10	8	8	16	0	0	9	8	8	16	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	19	23	23	15	－	－	19	23	23	15	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他のサービス	0	0	0	－	－	－	0	0	0	－	0	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	13	13	13	11	0	1	13	12	13	11	0	1
合計	299	267	267	233	3	16	295	251	267	233	9	88

（注）1．当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

ニ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳※1

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和7（2025）年度					
現金						
我が国の中央政府及び中央銀行向け						
外国の中央政府及び中央銀行向け						
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け	16,283	5,280	16,283	0	0	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け	100	0	100	0	10	10%
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	8,707	0	8,707	0	2,382	27%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0	0	0	0%
カバード・ボンド向け						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	16,572	455	14,961	37	13,728	92%
特定貸付債権向け	0	0	0	0	0	0%
中堅中小企業等向け及び個人向け	12,739	13,158	11,856	561	4,664	38%
トランザクター向け	0	11,007	0	474	135	29%
不動産関連向け	23,893	0	23,756	0	13,106	55%
自己居住用不動産等向け	14,115	0	14,067	0	4,014	29%
賃貸用不動産向け	6,255	0	6,215	0	5,521	89%
事業用不動産関連向け	3,522	0	3,474	0	3,570	103%
その他不動産関連向け	0	0	0	0	0	0%
ＡＤＣ向け	0	0	0	0	0	0%
劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0	0	0	0%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,703	95	1,605	12	1,985	123%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	396	0	396	0	132	33%
取立未済手形						
信用保証協会等による保証付	10,884	0	10,884	0	1,088	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
株式等						
合計					37,098	

（注）1．最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2．「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
3．「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

決算速報第７表付表４「資産（オフ・バランス取引等含む）残高相手先及びリスク・ウェイト区分内訳表（標準的手法採用金融機関用）」に準じたパターン※１

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0.0%	10.0%	15.0%	20.0%	25.0%	30.0%	31.3%	35.0%	37.5%	40.0%	43.8%	45.0%	50.0%	56.3%	60.0%	62.5%
	令和７(2025)年度															
現金	3,502	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	15,353	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	20,722	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	4,695	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	901	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	22,380	－	5,049	－	－	－	1,302	－	－	2,402	－	－	－
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	－	－	3,841	－	－	－	－	－	－	－	－	7,442	－	－	－
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	9	－	8,225	－	－	－	－	－	－	－	161	504	－	－	－
トランザクター向け	－	－	－	313	－	－	－	－	－	－	－	161	－	－	－	－
不動産関連向け	－	－	－	10,201	125	850	－	282	－	248	－	555	2,341	－	132	－
自己居住用不動産等向け	－	－	－	10,190	125	348	－	－	－	248	－	－	2,336	－	－	－
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	501	－	282	－	－	－	555	－	－	132	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	11	－	－	－	－	－	－	－	－	4	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ＡＤＣ向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	230	－	－	－	－	－	－	－	－	100	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	4	－	249	－	－	－	－	－	－	－	－	121	－	－	－
取立未済手形	－	－	－	23	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	－	10,884	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合　　計	39,579	15,593	－	46,054	125	5,899	－	282	－	1,550	－	716	12,910	－	132	－

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和５(2023)年度については記載しておりません。

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70.0%	75.0%	80.0%	85.0%	90.0%	93.8%	100.0%	105.0%	110.0%	112.5%	130.0%	150.0%	250.0%	400.0%	その他	合計
	令和７(2025)年度															
現金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,502
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	15,353
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	20,722
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	402	－	－	－	－	－	－	－	402
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,695
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	901
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,002	32,136
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	1,100	－	6,897	－	－	9,327	－	－	－	－	－	－	－	－	28,609
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	3,298	－	－	－	－	219	－	－	－	－	－	－	－	－	12,418
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	474
不動産関連向け	1,224	126	－	－	387	－	－	4,617	2,643	17	－	3	－	－	－	23,756
自己居住用不動産等向け	818	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	14,067
賃貸用不動産向け	－	126	－	－	－	－	－	4,617	－	－	－	－	－	－	－	6,215
事業用不動産関連向け	405	－	－	－	387	－	－	－	2,643	17	－	3	－	－	－	3,474
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ＡＤＣ向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,299	－	－	－	1,299
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	80	－	－	－	－	1,205	－	－	－	1,617
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	21	－	－	－	－	－	－	－	－	396
取立未済手形	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	23
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10,884
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5	－	－	5
合　　計	1,224	4,525	－	6,897	387	－	10,052	4,617	2,643	17	－	2,508	5	－	1,002	156,726

へ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額	
	令和７(2025)年度	
	格付有り	格付無し
0％		2
10%		
20%		23
35%		0
50%		0
75%		0
100%	3	51
150%		0
200%		0
250%		0
合　計	80	

（注）１．格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
２．エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
３．コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	令和７(2025)年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40% 未満	107,208	3,742	10%	107,533
40%～70%	18,639	7,902	10%	18,733
75%	5,317	1,528	11%	4,525
80%	－	－	－	－
85%	7,720	127	11%	6,897
90%～100%	14,960	462	11%	14,205
105%～130%	7,317	－	－	7,278
150%	4,282	11	34%	4,215
250%	770	－	－	770
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	1,002	2,170	－	3,172
合計	167,220	15,946	10%	167,333

（注）CCFの加重平均値（%）とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減方法※2 / ポートフォリオ	適確金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,528	3,505	21,542	22,409	－	－

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項※1～※3

該当ございません

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）※1

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

ａ．証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	令和6(2024)年度		令和7(2025)年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	－	－	－	－
（ⅰ）カードローン※2，3	－	－	－	－
（ⅱ）住宅ローン※2，3	－	－	－	－
（ⅲ）自動車ローン※2，3	－	－	－	－

ｂ．再証券化エクスポージャー

該当ございません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

ａ．証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～　15%未満	－	－	－	－	－	－	－	－
15%～　50%未満	－	－	－	－	－	－	－	－
50%～　100%未満	－	－	－	－	－	－	－	－
100%～　250%未満	－	－	－	－	－	－	－	－
250%～　400%未満	－	－	－	－	－	－	－	－
400%～1,250%未満	－	－	－	－	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－	－	－	－	－
（ⅰ）カードローン	－	－	－	－	－	－	－	－
（ⅱ）住宅ローン	－	－	－	－	－	－	－	－
（ⅲ）自動車ローン	－	－	－	－	－	－	－	－
合　計	－	－	－	－	－	－	－	－

（注）1．所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×４％
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。
2．「1,250%」欄の（ⅰ）～（ⅲ）は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

ｂ．再証券化エクスポージャー

該当ございません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ございません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項※1、2

イ．貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区　分※3、※4	令和6(2024)年度		令和7(2025)年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	－	－	－	－
非上場株式等	－	－	－	－
合　計	－	－	－	－

ロ．出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
売 却 益	－	－
売 却 損	－	－
償　　却	－	－

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ．貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません

ニ．貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	2,200	2,200
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	－	－

(8) 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	3,549	3,775	△294	△253
2	下方パラレルシフト	△3,781	△4,167	294	253
3	スティープ化	2,819	3,237		
4	フラット化	△1,901	△2,778		
5	短期金利上昇	264	129		
6	短期金利低下	△171	△61		
7	最大値	3,549	3,775		
		ホ		ヘ	
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	11,021		11,455	

（注）金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

■ 自己資本の充実の状況等について＜定性的な開示事項＞

◎自己資本調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。基礎項目は当金庫が積み立てている利益剰余金等のほか地域のお客様からお預かりしている出資金が該当します。

◎自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

◎信用リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、信用リスクの適切な把握、管理を図るため「信用リスク管理規程」を制定し、役職員に理解と遵守を促し、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、「信用リスク管理手順」を制定し、与信ポートフォリオ管理として、資金使途別、業種別管理、さらには、与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理、「常務会」での与信限度額及び具体的取引方針の決定・管理等、信用リスク管理態勢を構築しています。

また、信用リスクの計量化に向け信用格付制度の導入等、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。

信用リスクの管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対し報告する体勢としております。

別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互牽制が働く体制とし、融資業務の健全かつ適切な運営に努めています。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「資産の償却・引当計上規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

◆リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の５つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

１．格付投資情報センター
２．日本格付研究所
３．ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
４．スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ
５．フィッチレーティングスリミテッド

◎信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手法については、金庫が定める「事務手続書」や「担保評価基準」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、国、地方公共団体及び法人等向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する（一社）しんきん保証基金、三菱ＵＦＪニコス（株）等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務手続書」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

◎派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

該当ございません。

◎証券化エクスポージャーに関する事項

⑴　リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み換え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジネーターとして保有する場合と、証券を購入する側である投資家として保有する場合の二つに大きく分類されますが、当金庫は、有価証券投資の一環として購入しております。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握しております。また、投資に当たっては、当金庫が定める「余裕資金運用規程」などに基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

⑵　証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

⑶　証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

⑷　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の４つの機関を採用しています。

１．格付投資情報センター
２．日本格付研究所
３．ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
４．スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ
５．フィッチレーティングスリミテッド

◎オペレーショナル・リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備や災害等の外生的事象から生じる損失に係るリスクのことで、「事務リスク」、「システムリスク」として管理していますが、リスク要因は広範に存在しています。

当金庫では、お客様に安心してお取引いただくために、「事務リスク」と「システムリスク」については特に重要度の高いリスクであると認識し、リスク管理委員会を設置して統括管理しています。

【事務リスク】

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク

【システムリスク】

コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備やサイバー攻撃等に伴い損失を被るリスク、更にコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスク

＜リスク管理方針＞

当金庫はリスク管理を、多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、収益力の向上を図り、適正な業務の遂行を可能にするものと考え、リスク管理体制の整備に積極的に取り組んでいます。

◇健全経営　◇リスクのコントロール及び極小化　◇適切なリスク管理　◇安定収益の確保

＜リスク管理体制＞

当金庫は、多岐にわたるリスクを可能な限り統一的な尺度で把握・運営していく「統合リスク管理」と、理事会を最終意思決定機関とする「重層的管理体制」を基本としています。

◇統合リスク管理

各業務において発生するさまざまなリスクを、商品・業務・組織を超えて統合的に把握し統括しています。

統括部署は「リスク管理委員会」

◇重層的管理体制

リスクごとに担当部署を定め、リスクの把握・管理に努めています。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

◎銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第５項第３号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（ＶａＲ）等によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定された損失限度枠の遵守状況及びストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的に経営会議やリスク管理委員会へ報告しています。

一方、非上場株式、投資事業組合等への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「経理処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

◎銀行勘定における金利リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。

◆金利リスクの算定方法の概要

Ａ．開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔ EVE 及びΔ NII 並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（ａ）流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は、1.25年です。

（ｂ）流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は、2.5年です。

（ｃ）流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

（ｄ）固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

（ｅ）内部モデルの使用等、Δ EVE とΔ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用していません。

（ｆ）前事業年度末からの変動に関する説明

Δ EVE 及びΔ NII の計測結果については、重大な変動はありません。

（ｇ）計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テストの結果は、監督上の基準値である自己資本額の20% 以内に対し、超過した状態にあるものの、直ちに問題となる水準とはなっておりません。

Ｂ．信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔ EVE 及びΔ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

（ａ）金利ショックに関する説明

Δ EVE 及びΔ NII 以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としています。

（ｂ）金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔ EVE 及びΔ NII と大きく異なる点）

当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをパーセンタイル値などにより管理しており、預貸金や債券のパーセンタイル値に基づくリスク量に上限値を設定しています。

具体的には、各種リスク毎に配布されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品ごとの市場リスク量に対し、アラームポイント額を設定し管理する事で健全性の確保に努めています。また、市場取引については、市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や、評価損益のアラームポイントなども設定しており、リスクのコントロールを行っております。

Face to Face

TATEYAMA SHINKIN BANK

館山信用金庫ホームページ